

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
1	実施方針	3	第1	1	5)	ウ	ケ)	「配送車両調達・維持管理・更新業務」について、要求水準書（案）の維持管理業務P56～57及び運営業務内のP71に同一の記載があります。配送車両を使用する配送回収業務は運営業務の一部となりますので運営業務のみに記載を統一いただきますよう、お願いします。	ご指摘の通りであり、P56～57の記載は削除します。募集要項等公表時に訂正します。
2	実施方針	6	第2	2				本事業は配送業務についても重要となるため、募集要項等説明会において、事業用地や各配送校の見学会の実施もご検討頂きたく、お願いいたします。	事業用地及び各配送校の、見学会を実施することを想定しています。詳細は、募集要項等公表時に示します。
3	実施方針	6	第2	2				募集要項に関する質問に対する回答公表と参加表明書等の受付がともに3月となっておりますが、参加表明書類に関する質問を行った場合、日程によっては回答後の各社からの収集取り纏めがかなりタイトになると予想されます。参加表明書類に関する質問回答を前倒しにする等スケジュール面でご配慮頂けますと幸いです。	参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）を、2024（令和6）年4月へ変更します。募集要項等公表の時に訂正します。 ご意見を踏まえ、参加表明書類に関する質問回答の前倒しを検討します。
4	実施方針	6	第2	2				募集要項等公表後の質問の機会が一度設定されておりますが、先行事例から1回目の回答に対する質問があるケースが多く、よりよい提案のため、質問の回数を2回設定頂く事をご検討頂けますよう、お願いします。	実施方針に記載の通り、1回とします。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
5	実施方針	6	第2	2				選定に係る手順及びスケジュール（予定）にプレゼンテーションの記載がございません。事業者を選定するうえで必須ではないでしょうか。	プレゼン・ヒアリングは、実施を予定しています。詳細は、提案書類受付後に、通知することを予定しています。
6	実施方針	12	第2	3	2)			応募者の構成員の参加資格要件 代表企業の参加資格要件の記載がございません。事業期間15年の長期間の事業であること、PPP事業であること、安全性、事業の継続性の観点から、代表企業としての実績を設けるべきではないでしょうか（PPP事業としての過去10年以内、2500食以上等）。	実施方針に記載の通りとします。
7	実施方針	9	第2	3	2)			応募者の構成員の参加資格要件 代表企業の参加資格要件の記載がございません。事業期間15年の長期間の事業であること、PPP事業であること、安全性、事業の継続性の観点から、代表企業としての実績を設けるべきではないでしょうか（PPP事業としての過去10年以内、2500食以上等）。	No6と同じ。
8	実施方針	9	第2	3	2)			No.1より、代表企業の参加資格要件として令和5・6年度巨理町入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント）、（建設工事）、（物品・役務等）の三点にいずれも記載があることを求めるべきではないでしょうか。	実施方針に記載の通りとします。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
9	実施方針	9	第2	3	2)			上記NO.1より、代表企業の参加資格要件として令和5・6年度 亶理町入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント）、（建設工事）、（物品・役務等）の三点にいずれも記載があることを求めるべきではないでしょうか。	No8と同じ。
10	実施方針	10	第2	3	2)			建設工事の事業者要件について複数の場合は代表者に安全性、適切な施工の実施を考慮して給食センターの施工実績（過去10年以内 2500食以上等）を設けるべきではないでしょうか。	多くの事業者の参画を目的としているため、実施方針通りとします。
11	実施方針	10	第2	3	2)	ウ	ウ)	建設事業者の要件において、「～建築一式工事の総合評定値（P点）が、1,100点以上であること。」とありますが、町内業者のみでは参画できない要件になっております。実施方針P17 第8 2「本事業の実施に当たっては、亶理町に本社を置く事業者の活用や地元雇用の創出に努めること。」の観点からも亶理町内業者のみでも参画できる要件にして頂きたい、ご検討をお願いします。	建築一式工事の総合評定値（P点）を850点以上に変更します。募集要項等公表時に訂正します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
12	実施方針	12	第2	3	5)			参加表明書提出時には代表事業者と構成事業者のみを明確化し、協力事業者の記載は求めないものとしてください。協力事業者、いわゆる下請け企業は数十社にわたるため、参加表明書類が膨大になるとともに、参加表明書提出以降も追加や変更することが確実に想定されます。	協力企業については、企業名と本社、本店の住所、業種（建設法の登録職種）や会社が登録している職種、担うべき役割の記載をお願いします。構成事業者のような参加表明書類までの提出は求めません。
13	実施方針	13	第2	4				審査基準の早期の公表を希望します。	募集要項と合わせて公表する予定です。
14	実施方針	13	第2	4				審査基準の早期の公表を希望します。	No13と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
15	実施方針	13	第2	4				『審査基準』についてですが、早期の公表をお願いいたします。	No13と同じ。
16	実施方針	14	第3	1	2)			リスク分担表について、募集要項公表時の公表資料に記載がないケースがありますが、実施方針公表時からの修正内容をより明確にするために、募集要項等にリスク分担表を記載頂く事をご検討ください。	募集要項にもリスク分担表を記載する予定です。
17	実施方針	14	第3	3	1)			実施状況の把握 モニタリングの方法、内容等については募集要項等にて提示する。とございますが、その際に招集頻度及び招集メンバーの明記をお願いしたいと存じます。	招集頻度及び招集メンバーは、事業者の提案に委ねます。
18	実施方針	17	第8	2				DBO事業においては、地域貢献や地域の活性化に繋がることを期待されており、重要であると認識しております。「本事業の実施に当たっては、亘理町に本社を置く事業者の活用や地元雇用の創出に努めること。」とあります。事業者が該当の項目を積極的に検討するためにも、その点については配点割合を大きくする等の性能評価点にしっかりと反映されるような審査基準としていただきたく、ご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえ、検討します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
19	実施方針	19	別紙-1				17	物価変動リスクについて、建設期間中とありますが、設計期間(事業契約の議決日以降から)も含めて頂く様にお願いしたいです。	ご指摘を踏まえ、設計期間についても含めるものとしします。契約時に詳細について協議・調整させていただきます。
20	実施方針	19	別紙-1				17	事業期間中の物価変動による運営及び維持管理業務の契約変更について記載がありません。事業期間が長期であることから物価変動による契約変更は必要でないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、維持管理運営期間中の物価変動リスクについて記載します。募集要項等公表時に示します。
21	実施方針	19	別紙-1				17	事業期間中の物価変動による、維持管理、運營業務の契約変更について記載がございません。事業期間が長期であることから、物価変動による契約変更は必須ではないでしょうか。	No20と同じ。
22	実施方針	19	別紙-1				17	事業期間内の物価変動による、維持管理、運營業務の契約変更について記載がございません。事業期間が長期であることから、物価変動による契約変更は必須ではないでしょうか。	No20と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
23	実施方針	19	別紙-1				17	物価変動への対応として、先行事例に倣いサービス対価の改定（スライド条項）が事業契約（案）に含まれるものと思われます。昨今の建築資材や人件費の急騰の実態に見合う改定方法となるようにご配慮をお願いいたします。（指標、起点となる指標値の時期（実施方針公表月等））	ご意見を踏まえ、検討します。
24	実施方針	19	別紙-1				17	維持管理運営期間における物価変動リスクの記載が御座いません。「維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減」等の記載を追記をお願いします。 維持管理運営期間中の物価変動リスクは、人件費、光熱水費等があると考えられます。事業者では負担しきれない為、事業者の参加の判断の為の重要な項目となります。確認をお願いします。	No20と同じ。
25	実施方針	19	別紙-1				17	物価変動リスクについて、建設期間中と記載ありますが、設計期間も含めて考える必要があると思いたすがいかがでしょうか。	No19と同じ。
26	実施方針	21	別紙-1				51	「検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常」リスクは事業者側のリスク分担とされていますが、要求水準書（案）を拝見するに、前日までに納品される食材もあり、食材検収業務において確認されていることと、同表中No. 52 を満たすことで、問題ないものと考えますので、No. 51 は削除していただけないでしょうか。（No. 52 以外に想定されている事象があれば、ご教示ください。）	ご意見を踏まえ、リスク分担表No51を削除します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
27	実施方針							光熱水費の負担について、昨今のエネルギー各種高騰に伴い、維持管理運営期間中に想定以上の事業者負担となっているケースが散見されます。本事業にて事業者負担となった場合、長期契約において、将来を見通すことが非常に難しく、かつ平準化される対価では実態に則さない場合が多く、貴町負担としていただいたほうが、いわば“損も得もしない”と考えますので、ご一考ください。また、特に水道代につきましては、そのまま給食に使用する分量も多いので、なおさら貴町負担としていただきたいと存じます。	光熱水費は、事業者負担とします。